

平成23年新司法試験合格証書の交付について

平成23年新司法試験の合格証書は、9月27日（火）から9月30日（金）までの間において、以下の手続により授与しますので必ず受領願います。

1 郵送での受領

上記期間内に、表に赤字で「合格証書郵送希望」と記した適宜の封筒に、合格通知書写し（宛名面を含む。）、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票（以下「戸籍抄本等」という。）及び返信用封筒（角形2号【縦33.2cm，横24.0cm程度】に440円分の郵便切手（簡易書留郵送料）を貼り付けて、送付先住所、氏名及び郵便番号を明記したものを）を封入して、司法試験委員会宛てに郵送してください。

2 法務省内合格証書交付所（1階）での受領（代理人でも可）

上記期間の午前10時から午後零時及び午後1時から午後5時までの間に、合格通知書（宛名面を含む。）、戸籍抄本等及び印鑑を必ず持参してください。

※ 法務省東玄関（日比谷公園側）から入庁願います。

なお、戸籍抄本等は返還しませんので注意願います。

また、本籍・国籍・氏名等の身分事項を変更された方で、司法試験委員会に届出を済ませていない方は、至急、連絡願います（平成23年司法試験（新司法試験）受験案内5ページを参照ください。）。